

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 7 月 3 日

支出負担行為担当官

山形地方法務局長 中 出 幸 一

1 工事概要

(1) 工事名

山形地方合同庁舎 5 階漏水・煙突改修工事

(2) 工事場所

仕様書による。

(3) 工事内容

本工事は、山形地方法務局長が管理する山形地方合同庁舎 5 階漏水・煙突について、改修を実施するとともに、これに付帯する関連工事を行うものである。

(4) 工期

令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで

(5) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 7 0 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分において、法務省の令和 7 ・ 8 年度における建築一式工事に係る D 等級以上の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがされてい

る者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月２３日付け法務省営第１９１号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が６５点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が１か月を経過していること。

3 入札説明書等の入手について

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒990-0041 山形県山形市緑町一丁目５番４８号

山形地方法務局会計課施設係 猪俣、白田

電 話 ０２３－６２５－１３２９

FAX ０２３－６２２－０５７０

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

令和７年７月３日（木）から令和７年７月１６日（水）まで

イ 入手方法

(イ) 入札説明書等は、上記(1)において交付（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下

「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。)又は電子調達システムからダウンロードできる。

(イ) 入札説明書等について、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

(3) 事前提出書類の提出期限等

ア 提出期限

令和7年7月16日(水) 午後5時まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は、上記(1)の場所に持参又は郵送(郵送の場合は必着のこと)すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和7年7月22日(火) 午後5時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(郵送の場合は必着のこと)すること。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和7年7月23日(水) 午前10時

(イ) 開札の場所

〒990-0041 山形県山形市緑町一丁目5番48号
山形地方合同庁舎4階 共用会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

原則納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。